

2026年度版

町田市子ども発達センター

児童発達支援（週5日・週1日併行通園）

入園案内

2026年4月入園希望の方

●見学説明会の参加予約 LINE 申込み

【予約受付期間】

見学説明会の予約はこちら→



2025年10月1日（水）～10月29日（水）

※詳細は3ページを参照してください。

※医療的ケア児、身体障がい児の方は別途個別に見学説明を行いますので、電話で申し込んでください。

身体障がい児

視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・肢体不自由（下肢、上肢、体幹機能）に該当する方です。

●入園の申込み

見学説明会会場もしくは当センター1階窓口

入園の申込みは、見学説明会に参加した日から受付します。

【申込み受付期間】

2025年10月15日（水）～11月7日（金）17時まで



見学説明会、入園申込みから契約までの流れ	— 2026年4月入園 —	・ 3 ページ
児童発達支援入園の要件	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 4 ページ
入園の申込みおよび入園の契約に必要な書類	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 4 ページ
締切日を過ぎた場合の申込み	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 5 ページ
選考	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 5 ～ 6 ページ
児童発達支援事業内用～週5日通園～	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 7 ～ 8 ページ
児童発達支援事業内容～週1日併行通園～	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 8 ページ
専門スタッフ	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 9 ページ
療育について	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 9 ～ 12 ページ
家族支援	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 12 ページ
虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の設置	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 13 ページ
入園にあたっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 13 ページ
駐車場	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 13 ～ 14 ページ
療育の様子	・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 15 ページ

町田市子ども発達センター



●町田市子ども発達センターの沿革

町田市子ども発達センターは、「町田市心身障がい児を守る会（すみれ会）」によって運営されていた教室を母体として、1972年10月、市内在住の心身障がい児のための療育施設として設立されました。

2004年に児童福祉法に基づく知的障害児通園施設の認可を受け、2012年の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターとなり、2018年からは、相談対象を18歳未満まで拡大し、子どもの障がいや発達に関する業務を中核的に行うために、改称して「町田市子ども発達センター」となりました。

1 見学説明会の予約受付

10月1日（水）～10月29日（水）

事前に LINE での申込みになります。※町田市公式アカウントの友だち登録が必要です。
LINE 申込みができない場合は、お電話や窓口での予約になりますが、LINE 申込みの受付が優先です。



2 見学説明会 （各回 12 名まで） 10 時～11 時 15 分を予定

日程：①10月15日（水）②16日（木）③17日（金）④22日（水）⑤23日（木）
⑥24日（金）⑦28日（火）⑧29日（水）⑨31日（金）⑩11月4日（火）

※入園の申込みをするには、見学説明会に必ず参加してください。
（2024年4月以降に週5日・週1日併行通園の見学説明会への参加をした方は2回目の参加は不要です）



3 入園の申込み 10月15日（水）～11月7日（金）17時まで受付

- 入園の申込みは、見学説明会に参加した日から受付できます。
- 町田市に転入前の申込みはできません。転入後に申込みをしてください。
- 町田市子ども発達センター児童発達支援申込み票に必要事項を記入してください。
- 見学説明会会場または、当センター1階窓口で受付します。（郵送は不可）
- 入園申込み票の受付時に、保護者とお子さんの面談日時を決めます。



4 面 談 入園申込みから 11 月 21 日（金）までの間に行います

面談日には、お子さんと保護者で来てください。



5 選 考 P5



6 選考結果の通知 12月22日（月）発送予定



7 契約・入園説明会 2026年2月14日（土）午前中

入園には、町田市が発行する児童発達支援の通所受給者証の取得が必要です。

児童発達支援入園の要件

- (1) 町田市内に在住する2020年4月2日～2023年4月1日生まれのお子さん。
- (2) 1日併行通園には、それぞれ定員があります。また、医療的ケア児と身体障がい児については、受入れ人数に上限があります。
- (3) 定員を超える申込みがあった場合は、療育の優先度を判定し、優先度の高い方から順次入園となります。
- (4) 町田市が発行する通所受給者証を所持、または取得予定のお子さん。
- (5) 入園保留期間（入園待ちの期間）は、2027年3月31日（水）までとなります。

入園の申込みおよび入園の契約に必要な書類

入園の申込み時に必要な書類

○…必ず提出 △…お子さんの状況により提出が必要

	医療的ケア児	その他の児童
① 主治医意見書	○	△
② 町田市子ども発達センター児童発達支援申込み票	○	○
③ 町田市子ども発達センター事業利用申請書	○	○

- ①主治医意見書の文書料は、申込み者のご負担となります。
- ②③は、見学説明会会場にて配布します。（まちだ子育てサイトからダウンロードも可能です）
- 提出書類の内容に事実と相違がある場合、入園をお断りする場合があります。
- 申込み書類は、必ず黒ボールペン等消えない筆記具を使ってください。
- 申込み後に幼稚園・保育園などに入園が決定したなど、利用状況に変更があった場合は必ずお知らせください。

契約時に必要な書類

○…必ず提出 △…お子さんの状況により提出が必要

	医療的ケア児	その他の児童
④ <u>児童発達支援</u> 通所受給者証	○	○
⑤ 主治医指示書	○	△
⑤ 契約書・重要事項説明書・個人情報の提供に関する同意書（当日配布）	○	○

- 児童発達支援（週5日・週1日併行通園）は法定事業のため、入園を承認した方は町田市子ども発達センターと**契約**します。契約には④ 児童発達支援通所受給者証が必要です。
- ⑤主治医指示書の文書料は、申込み者のご負担となります。
- ⑥契約書・重要事項説明書・個人情報の提供に関する同意書は契約会場で配布します。
- 必要に応じて、「診断書・発達検査記録」「各種手帳」の提示をお願いすることがあります。

締切日を過ぎた場合の申込み

2025年11月7日以降も見学や入園申込みは随時受付けていますが、申込み時点で定員を超える場合は、空きが出るまで入園待ちとなります。※提出書類についてはP4を参照

入園選考

申込み票の内容に基づく保護者面談とお子さんの行動観察の点数を「入園案内補足資料①～④」を使用して算出します。算出した点数を合計し、総合点の高い方から入園を承認します。

対象	入園選考に係る総合点の算出
医療的ケア児	入園案内補足資料①～④
身体障がい児	入園案内補足資料②～④
その他の発達に支援の必要なお子さん	入園案内補足資料③～④

入園選考に係る総合点が同点の場合

下記の基準で入園順位を決定します。

適用順序	基準
1	総合点（介助や支援の必要性の点数）が高い児童の順
2	当センターが規定した項目（行動面）の点数が高い児童の順
3	当センターが規定した項目（生活面）の点数が高い児童の順

入園の保留（お申込み時「空き待ちをする」を選択した方）

- （１）選考の結果、入園できなかった方は、選考の点数が高い順に入園保留となります。
- （２）空きが出た場合、順次ご案内します。空き待ちの有効期間は2027年3月31日までです。
- （３）入園待ちの期間は、その他のサービスを利用することができます。

【その他のサービス】

事業名	対象者と利用要件
町田市子ども発達センター 相談グループ	児童発達支援の通所受給者証を未取得の3歳児から5歳児
町田市子ども発達センター 保育所等訪問支援事業	幼稚園・保育園などを利用している0歳から5歳児 ※定員はありませんが、法定事業のため契約には保育所等訪問支援の受給者証が必要です
他の児童発達支援事業	各事業者による ※通所受給者証が必要です

- (1) 医療的ケア児の受入れ可能な医療行為については、厚生労働省が定める「医療的ケア児の判定基本スコア表」のとおりとなりますが、主治医の意見書や、当センターの療育環境等を総合的に判断し、選考を行います。
- (2) 医療的ケア児の受入れは、「医療的ケア区分と必要な看護職員数」に基づき、当センターの看護職員3名配置に適した人数の入園を承認します。

児童発達支援事業内容 ～週5日通園～

月曜日から金曜日までの週5日間（祝日、春期、夏期、冬期休園を除く）

通園し、療育を行う通所支援事業です。

基 本 理 念	生活や遊びを通して社会性の芽を育て、家庭を基盤とする地域の中で健やかに成長していけるように支援します。
対 象	町田市内に在住する、3歳児以上～就学前（5歳児）までの発達に支援が必要なお子さん。 幼稚園・保育園・認定こども園・認可外保育施設など、通所支援サービス以外の施設の利用をしていないお子さん。 町田市が発行する通所受給者証の給付を受けているお子さん。
定 員	40名（募集人数 17名）
療 育 日	月曜日から金曜日（土曜日に行う行事があります）
利 用 時 間	9時50分～13時50分（4時間）
休 園 日	祝日、町田市子ども発達センターの指定する休日（春期、夏期、冬期休園を含む） 台風や大雪等の災害が発生する見込みがある場合や感染症の発生状況によっては療育を休止とする場合があります。
通 園 方 法	● 送迎バス通園 市内3コース（堺方面・鶴川方面・南方面） ● バスは指定場所での乗降になります。 ● 希望に応じて保護者の送迎による通園もできます。 ● 医療的ケア等で特別な配慮が必要なお子さんの送迎は別途規定に基づきご相談になります。 ● 月曜日の親子療育日は、お子さんのみの通園およびバス乗車はできません。
給 食	● 給食費（1食300円）は保護者のご負担となります。 ● 離乳初期食・中期食・後期食・幼児食など個別に対応します。 ● 食物アレルギーのあるお子さんは、医師の指示に基づき除去食の対応をしています。

グループ編成

年齢やお子さんの様子を考慮して編成しています。

各グループの担任は保育士及び児童指導員です。必要に応じて専門スタッフと連携して療育を行います。

ひかりグループ はなグループ にじグループ うみグループ そらグループ	● 1グループの人数は5～10人（グループによって異なります）となります。 ● 担任は3～4人配置が基本となります。 ● 月曜日から金曜日までの週5日通園です。 ● 毎週月曜日は親子療育日です。隔週でプール活動を行います。 ※お子さんだけの登園はできません。
--	--

利用料金について～給食費の利用者負担～

児童発達支援の利用者負担は無償となりますが、利用者負担以外の費用となる食材費は所得区分に応じて負担してください。

給食食材費は利用月の翌月に納付書をお渡ししますので、期日までに指定納入機関でお支払いください。

所得区分	1食当たり食材費
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	90円
その他の世帯	300円



児童発達支援事業内容 ～週1日併行通園～

月曜日から金曜日のうち固定の曜日（祝日、春期、夏期、冬期休園を除く）に通園し療育を行う通所支援事業です。

基 本 理 念	生活や遊びを通して社会性の芽を育て、家庭を基盤とする地域の中で健やかに成長していけるように支援します。
対 象	町田市内に在住する、3歳児以上～就学前（5歳児まで）の発達に支援が必要なお子さん。 幼稚園・保育園・認定こども園・認可外保育施設など、通所支援サービス以外の施設に在園しているお子さん。 町田市が発行する通所受給者証の給付を受けているお子さん。
定 員	35名（募集人数 14名）
療 育 日	月曜日から金曜日の中で、毎週固定の曜日1日
利 用 時 間	10時00分～14時00分（4時間）
休 園 日	祝日、町田市子ども発達センターの指定する休日（春期・夏期・冬期休園を含む） 台風や大雪等の災害が発生する見込みがある場合や感染症の発生状況によっては療育を休止とする場合があります。
通 園 方 法	保護者の送迎による自主通園
昼 食	お弁当を持参してください。

グループ編成

年齢やお子さんの様子を考慮して編成しています。

各グループの担任は保育士及び児童指導員で、必要に応じて専門スタッフと連携して療育を行います。

ぞうグループ（月曜日） きりんグループ（火曜日） ひつじグループ（水曜日） うさぎグループ（木曜日） ぱんだグループ（金曜日）	● 1グループの人数は7人となります。 ● 担任は3人配置が基本となります。 ● 月曜日から金曜日のうち、固定の曜日に1日通園となります。 ● 幼稚園・保育園などとの併行利用となります。 ● 支援等についての共通理解を深めるために、療育参加を行っています。
---	--

専門スタッフ

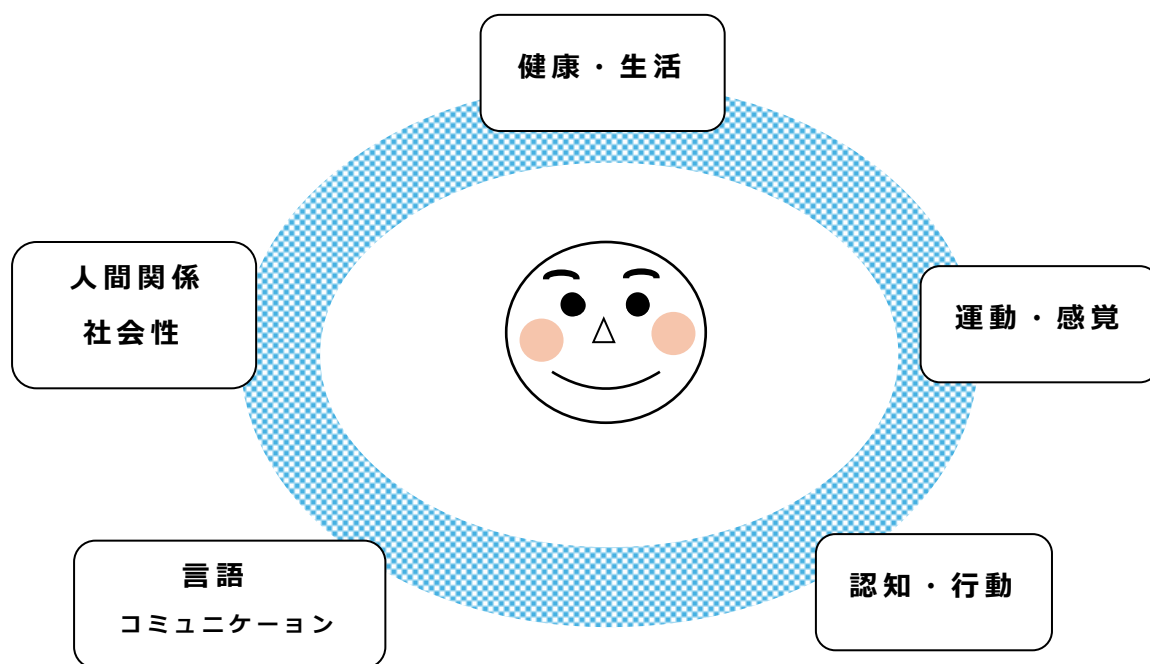
必要に応じて相談や療育指導を行います。

専門スタッフによる定期的な指導や訓練は行っていません。

- **言語聴覚士**・・・言葉、コミュニケーション、摂食の発達についての相談、指導
- **作業療法士**・・・操作など手を使った動作や日常生活の動作についての相談、指導
- **理学療法士**・・・運動発達についての相談、指導
- **心理発達相談員**・・・発達検査、心理面の発達についての相談
- **保健師、看護師**・・・健康管理の相談、医療的ケアに関する対応
- **音楽療法士**・・・音楽療法、リトミック

療育について

本人支援の5つの領域



本人支援の5つの領域

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「人間関係・社会性」「言語・コミュニケーション」の5つに分けてお子さんの様子をとらえ、必要な支援について領域ごとに支援内容を決定し、個別支援計画に記載した上で支援を行います。

★町田市子ども発達センター 支援プログラム

「入園案内補足資料⑤ 町田市子ども発達センター 支援プログラム」を参照してください。

療育の内容

『生活』と『遊び』を2本の柱として、色々な経験を通してお子さんの成長を支援します。グループ担任は、お子さんのご家庭での様子や支援内容について保護者と共有し、連携を図りながら療育をしていきます

生活	・日々の療育活動の中で、安定した生活の流れを繰り返し体験することで、生活の見通しを持ち、お子さんが意欲的に様々な活動に取り組めるように支援します。 ・食事や着脱、排泄などの身辺自立について、無理なく一人ひとりのお子さんに合わせて取り組みます。
遊び	・お子さん自身が活動を理解して臨み、見通しと期待を持って活動の切り替えができるように遊びを設定します。 ・お子さんの発達や興味・関心に合わせた自立課題を設定し、自分で達成できた成功体験を積み重ねます。また、職員や友だちと一緒に楽しむ経験を積むことでコミュニケーションの力を育み、社会性を養います。

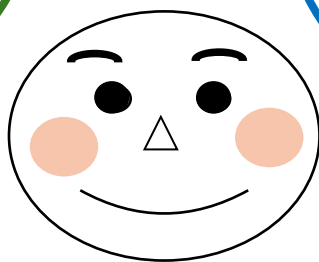
療育上の配慮

ことばかけの配慮

肯定的なことばかけや、場面切り替え時に10数えるなどのわかりやすいサインを繰り返し用い、安心感や理解、自主性を育みます。

視覚的な配慮

写真や絵カード、実物、素材など、見てわかる・触ってわかるツールを用い、お子さんの自発的な行動を支援します。必要に応じてついたり等で気が散る要因を減らす配慮をしながら集中しやすい環境を整えます。



感覚への配慮

味覚、触覚、聴覚、視覚などの感覚特性に配慮し、不快感や不安感を軽減し、生活のしやすさにつなげます。

安全への配慮

療育活動中の安全を図るため、必要最低限の療育室の施設と飛び出し防止に必要な開閉補助具を館内に設置しています。

健康管理

健康状態は、必要に応じて主治医と連携し、療育上の配慮等について確認していきます。
療育中に特に配慮が必要なことや、医療行為等に関することは、個別にご相談ください。

1日のプログラム

療育活動は、近隣の公園や子どもセンター等で実施する場合があります。

グループ活動日 週5日通園・週1日併行通園		親子療育活動日 (週5日通園)
9:50 (※10:00)	登園 支度 自立課題（机上での課題） 朝の活動（運動あそびなど）	登園 支度 自立課題・朝の活動
10:30	水分補給・朝のあつまり 挨拶、呼名、パネルシアター、ペープサート等 午前の活動	親子プール活動 ※親子プール活動に参加が 難しい場合は散歩やリトミ ックなどの活動を親子で行 います。
10:40	・手先を使う遊び 製作、教材遊び、おもちゃ遊び ・感触遊び キネティックサンド、粘土、えのぐ、お湯など ・体を使う遊び 散歩、戸外遊び、運動遊び、リトミックなど ・感覚遊び スーパーボール、紙吹雪、毛布ブランコ、キラキラなど ・音楽遊び 音遊び、親子リトミック ★音楽療法士が入ります ・設定遊び 電車ごっこ、お買い物ごっこ、ボーリングなど	
12:00	給食・着替え（週1日併行通園 11:30 お弁当） 午後の活動	
13:35	帰りのあつまり パネルシアター、ペープサート、絵本、紙芝居等 順次バス乗車	給食・着替え 午後の活動 水分補給・帰りのあつまり
13:50 (※14:00)	降園	順次バス乗車 降園

※は週1日併行通園

保護者の療育参加

療育活動は、ご家庭と連携していくことが大切です。保護者の方には療育に参加してもらい、一緒にお子さんの発達について相談し、支援していきます。

週 1 日	療育参加	いつでも参加が可能です。年に 1 回以上の参加をお願いしています。
週 5 日	親子療育活動 (毎週月曜) ※プール活動と陸活動を 1 週間ごとに行います。	親子で療育活動を行いながら、お子さんとの関わり方などについて一緒に考えていきます。 【プール活動】陸上では経験できない運動を温水プールで行います。 ●水に慣れることから始め、親子で触れ合いながら水の感覚を全身で感じます。「浮く、潜る、泳ぐ」ことで感覚的に楽しむ経験を積み重ねていきます。 【陸活動】プールに入れない方は、親子での遊びを設定しています。 ●散歩やリトミックなど、体を動かす遊びや、お子さんたちが日常取り組んでいる活動と一緒に参加します
	各種行事	入園を祝う会 療育参加 (年 2 回) 夏まつり 親子遠足 運動会 卒園を祝う会 誕生会 (毎月) 避難訓練 (月 1 回) 引き渡し訓練 (年 1 回)
	健康診断	小児科健診 (年 2 回) 歯科健診 (年 1 回)

家族支援

当センターでは、お子さんの療育活動に加えて、家族への支援も実施しています。家庭でのお子さんへの対応や関わり方など、家族の不安や悩みを相談する機会としてご活用ください。

週 5 日通園・週 1 日併行通園対象 ※サービスによっては定員があります。	
保護者面談 ＜年 2 回＞	児童発達支援計画作成のための面談を実施しています。 (その他の相談については、随時実施しています)
グループ懇談会 ＜年 2 回＞	療育についてより深く理解していただくとともに、保護者と職員がグループ運営についての情報交換や意見交換をする場です。 また、保護者同士の情報交換や交流の機会としています。
保護者向けの講演	当センターのスタッフや嘱託医の他に、外部の専門家を講師として保護者向けに講演会 (研修) を開催しています。 「お子さんの発達や障がいの理解」に関する内容です。
医師による療育相談	お子さんの発達や特性に合わせた支援について、児童精神科医師や歯科医師に相談することができます。その後医師による助言とともに、職員と対応の検討を行い、療育内容の見直しと向上を図ります。 ●児童精神科医師 (お子さんの発達や特性の確認と対応への助言) ●歯科医師 (口腔機能の発達に合わせた食形態や対応の助言)
ペアレントプログラム	家庭でお子さんに関する関わり方等を支援するプログラムです。お子さんをより理解するために行動に着目して肯定的な視点で見ることで、褒め方のポイントなどお子さんにあった関わり方を学んでいきます。

虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の設置

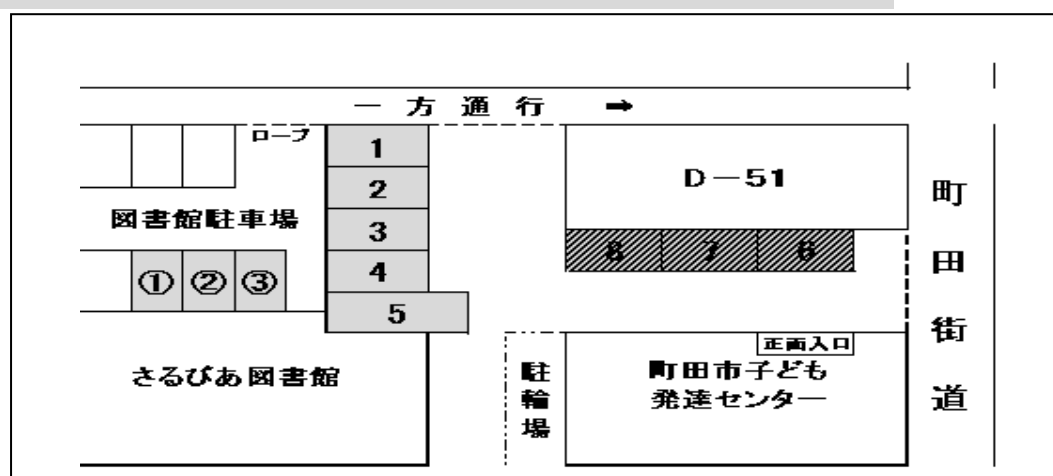
町田市子ども発達センターは、「町田市子ども発達センター虐待防止委員会」と「町田市子ども発達センター身体拘束適正化委員会」を設置し、療育中の虐待行為の防止や、身体拘束行為の適正化に取り組んでいます。

入園にあたっての留意事項

- 継続して3か月を超えてサービスの利用がない場合は、やむを得ない理由を除き契約を解除することがあります。
- 送迎バスは、道路事情により時間通り運行できない場合があります。また、利用するお子さんの出席状況等によっては、出発時間やルートが変更となる場合があります。
- 療育中に事故・怪我等で負傷した場合に備え傷害保険に加入しておりますが、その補償は見舞金の給付をするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。別途、個々のご家庭で保険に加入されることをお勧めします。
- より良い療育環境を整えるため、個別支援が必要となる場合は、関係機関に情報提供を求め、また、情報提供をすることがあります。

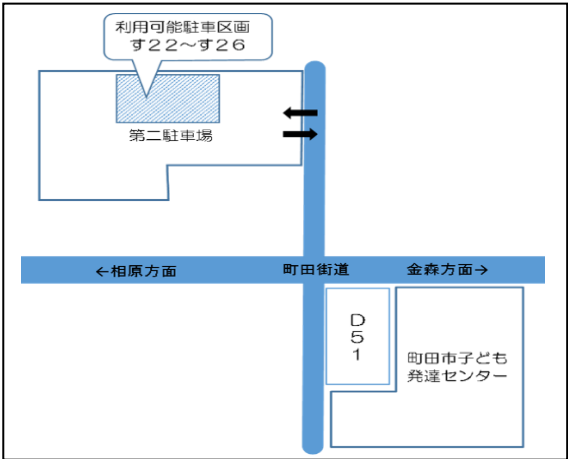
駐車場

敷地内駐車場および、さるびあ図書館駐車場



- 敷地内駐車場および、図書館開館日の①～③のスペースは、肢体不自由児のご家庭（身体障害者手帳をお持ちの方）、医療的ケア児のご家庭、妊娠中の方、きょうだい児保育をご利用のご家庭、児童発達支援をごきょうだいで利用されている家庭が利用することができます。（利用には申請が必要です）
- 図書館休館日（毎週月曜日、第2木曜日）は、9時30分～14時00分の時間帯に図書館駐車場の全面を利用することができます。

第二駐車場および、タイムズシバヒロ駐車場



- 第二通車場の利用申請は不要です。
- タイムズシバヒロ駐車場をご利用の際は、駐車券を 1 階窓口へお持ちください。無料券を発行します。

町田市子ども発達センター周辺図



療育の様子

すみれ号



チャイルドシートはひとりひとりに
あわせてシートを設置！

自立課題



朝の支度が終わったら着席して
発達に合わせた課題に取り組みます★

視覚提示



次に行く場所、やることを見て分かる
ようにカードを使っています。

給食



主食はごはん、パン、麺類♪ 食べる機能を育むため、
形態をひとりひとりにあわせて提供しています。





町田市子ども発達センターに関するお問い合わせ

042-726-0624

町田市子ども生活部子ども発達支援課療育係

〒194-0021 町田市中町 2-13-14 受付時間：8時30分～17時00分

<https://kosodate-machida.tokyo.jp>



まちだ子育てサイト